

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
TEL：06-6838-7090
FAX：06-6838-7091
<https://ssl.label-bank.co.jp/customer@label-bank.co.jp>

第 148 号

平成 30 年（2018 年）12 月 14 日に公布された「食品表示法の一部を改正する法律」が、今年、令和 3 年（2021 年）6 月 1 日に施行されます。改正内容のポイントを再確認すると以下のとおりです。

【改正の概要】

- ・自主回収を行った場合は、行政への届出（原則オンライン）が義務化される
- ・届出された自主回収情報は、システム上に公開される（システムは 6 月 1 日までに稼働予定）

既存の食品事業者の方はご存知と思いますが、昨今では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業態転換や事業構造見直しにより、新しく食品事業に参入された方も増えていると思いますので、この機会にあらためて整理してみたいと思います。

届出が義務化される対象の表示

「第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示」がされていない食品を販売した場合の自主回収が対象です。「第十六条第八項の内閣府令で定める事項」とは「アレルギーやフェニルアラニン化合物を含む旨、消費期限、加熱を要する旨等の安全性に係る表示を指し、これらの表示に欠落や誤りがある場合が対象となります」。

「第六条第八項の内閣府令で定める事項」の詳細は、「食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を

改正食品表示法（食品リコール制度） の施行まで 1 ヶ月となりました

安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令より確認できます。

（具体的には、「名称」「保存の方法」「消費期限又は賞味期限」「アレルギー」「フェニルアラニン化合物を含む旨」「指定成分等含有食品に関する事項」のほか、保健機能食品、食肉、食肉製品、乳製品、液卵、魚介類、冷凍食品などの食品別に多数の表示事項が指定されています）

また「自主回収を要しない場合」についても、2021 年（令和 3 年）2 月 26 日に公表されています。例えば「地域の食品製造事業者が、同一地区の個人経営の小売店に消費期限を付していない食品を販売したが、当該製造事業者から当該小売店に連絡を行い、当該小売店が消費者への販売前に販売を取りやめた場合」であって、かつ、当該小売店の職員の摂取についても想定されないとき、や「生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合」等が該当します。

さらに同通知内では、健康危害のレベルに応じ「CLASS I」「CLASS II」の分類についても示されています。「CLASS I」は「アレルギー（特定原材料に準ずる品目も含む）及びフェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示」で「CLASS II」はそれ以外です。詳細は、「食品表示法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき食品の自主回収の届出について（消費表第 80 号）」をご確認ください。

オンライン上での届出と公開について

これまでに自主回収と届出を経験されたことのある食品事業者の方にとって、以前の大きな違いは「オンラインでの届出」と「システム上での公開」の 2 点になるものと思います。届出と公開は、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」上で行われます。実際の検索画面を見ると、イメージしやすくなると思います。

【食品衛生申請等システム（公開回収事業検索）】
<https://fas.mhlw.go.jp/faspub/linkdo>

公開回収事業検索

公開されている食品リコール情報を検索します。絞り込み条件を指定して「検索」ボタンをクリックしてください。

検索条件	
届出年月日	～
登録番号	商品等の一般名称
商品名	商品等の特定情報
回収の理由	☐ 食品衛生法違反 ☐ 食品衛生法違反のおそれ ☐ その他（食品衛生法） ☐ 食品表示法違反 ☐ 食品表示法違反のおそれ ☐ その他（食品表示法）
食品衛生法第 20 条に該当	☐
回収着手時点における販売状況	回収に着手した年月日
回収方法	回収状況
健康被害の発生状況	☐ 無 ☐ 有
健康への危険性の程度	☐ CLASS I ☐ CLASS II ☐ CLASS III
管轄都道府県名	未選択
届出者名	管轄保健所名
☐ 届出者 ☐ 回収担当 ☐ 委託等を受けた者 ☐ 製造所又は加工所	
検索 クリア 戻る	

このように、「商品名」「届出者名」「回収の理由」「回収方法」のほか、「健康への危険性の程度」などの情報を、都道府県別に指定して検索することができるようにな

ります。また公開された回収事業には、食品表示法違反によるものだけでなく、食品衛生法違反による自主回収情報（カビ、残留農薬、異物混入等）も含まれます。

（注意）なお、国内での流通後輸入品を含むの食品を自主回収する場合が対象となることから、輸入時点の違反事例（添加物使用基準不適合等）についての多くは、これまでどおり「輸入時違反事例（厚生労働省）」より確認することになります。）

自主回収の届出は、こちらから行います。

【食品衛生申請等システム（事業者用ログイン）】
<https://fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

現在のところ（2021 年 4 月 25 日時点）すべての画面や機能が完成しているわけではないようですが、届出作業に必要なイメージをつかむことはできるかと思えます。

業務フロー見直しの機会に

なお、回収事例は公開されますので、消費者だけでなく事業者も検索することができます。どのような食品において、どのような表示にもとづく回収事例があったかを知ることができると、食品表示確認作業の業務フローを検討する際に、注意すべきポイントの参考情報とすることもできるでしょう。

6 月 1 日の完全施行が近づくにつれ、システムのマニュアル等も追加されるものと思われま。食品表示確認の業務フローを見直したり、新しく用意したりする際のきっかけにいただければと思います。

（川合）

参照：

食品表示法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 97 号）（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/

食品衛生申請等システム（厚生労働省）

<https://fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

ミニコラム 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて

2021 年 3 月 4 日に第 1 回食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会が開催されました。2019 年度実施の「食品添加物表示制度に関する検討会」における意見等を踏まえ、食品添加物の不使用表示の実態を把握し、類型化するとともに、実際の表示を例として、以下について検討していくものです。

◆検討内容について

- (1) ガイドラインの内容
 - ①ガイドラインの対象
 - ②不使用表示の類型
 - 誤認につながるおそれのあるものとそうでないもの
 - ③誤認につながらない表示方法
 - ④ガイドラインの猶予期間（経過措置期間）
- (2) その他・食品表示基準 Q & A（加工－90）等の改正の検討等

◆現行の課題

現行の食品表示基準における食品添加物不使用表示に係る解釈は、上記(2)の食品表示基準 Q&A(加工－90)に記載があります。

(加工－90)「添加物は一切使用していません」、「無添加」などと表示をすることはできますか。

(答)

- 1 通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。
なお、加工助剤やキャリアオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。
また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。
- 2 さらに、同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません。

加工助剤やキャリアオーバーに該当する添加物は表示が不要であるため、使用していたとしても表示はされないことから、消費者には表示では見えないものとなり、「添加物不使用」の表示は、本当に「添加物不使用」であると消費者が誤認してしまう可能性は否定できないものと考えます。

また、現在の禁止事項、食品表示基準第 9 条では以下に記載があります。(一部抜粋)

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 第 3 条及び第 4 条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

この禁止事項より添加物を使用した加工食品に「(添加物) 無添加」と表示することは禁止事項に該当するもの（食品表示基準 Q&A（加工－282））となりますが、優良(有利)誤認にあたるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断されています。

◆今後の予定

ケースバイケースで判断されているものを類型化してガイドライン上に整理するのは難しいものです。今後のスケジュールについては、以下の(案)が公開されております。

2021 年 3 月	第 1 回 ・食品添加物の不使用表示に関する議論の振り返り ・検討の進め方について
	第 2 回 ・関係者ヒアリング（消費者、事業者等）
	第 3 回以降 ・ヒアリング・調査結果を踏まえた検討 ・ガイドライン取りまとめに向けた検討 ・パブリックコメントの実施及びガイドライン案への反映
2022 年 3 月	ガイドラインの作成・公表、関連する Q & A の改定

なお、ガイドラインは食品表示基準の規定につき、容器包装上の表示を対象としています。ただしガイドライン策定により「既存の公正競争規約の改正、新規策定」「広告等の指導」に加え、ガイドラインを参考として景品表示法の適用により、消費者の誤認につながる不使用表示を縮減するなどの効果が期待されています。

今後、猶予期間（経過措置期間）も検討されることとなりますが、現在の商品の表示に「保存料無添加」「添加物不使用」等の表示を容器包装にしている事業者様、また広告等に表示をされている事業者様におかれましては、商品の配合や原料規格書を改めて見直す 1 年とされてみてはいかがでしょうか。

(渡邊)

【参照】

食品表示基準 Q&A

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms101_210317_12.pdf

第 1 回食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会（2021 年 3 月 4 日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_006/023201.html

今月の「お気に入り」言葉

Hope for the best and prepare for the worst.

(ことわざ)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp